

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第2部門第4区分

【発行日】平成19年5月17日(2007.5.17)

【公開番号】特開2005-305877(P2005-305877A)

【公開日】平成17年11月4日(2005.11.4)

【年通号数】公開・登録公報2005-043

【出願番号】特願2004-127262(P2004-127262)

【国際特許分類】

B 3 2 B 27/04 (2006.01)

B 3 2 B 27/20 (2006.01)

G 02 F 1/1333 (2006.01)

【F I】

B 3 2 B 27/04 Z

B 3 2 B 27/20 Z

G 02 F 1/1333 5 0 0

【手続補正書】

【提出日】平成19年3月26日(2007.3.26)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

繊維布と硬化性樹脂からなるベース基板と、ベース基板の少なくとも片面側に無機充填材を含む硬化性樹脂層を持ち、更にその外側に無機充填材を含まない硬化性硬化性樹脂層を有する最大表面粗さが200nm以下の複合シート。

【請求項2】

無機充填材を含む硬化性樹脂層の表面凹凸ピッチが100μm以下である請求項1記載の複合シート。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0005

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0005】

すなわち本発明は、

(1) 繊維布と硬化性樹脂からなるベース基板と、ベース基板の少なくとも片面側に無機充填材を含む硬化性樹脂層を持ち、更にその外側に無機充填材を含まない硬化性樹脂層を有する最大表面粗さが200nm以下の複合シート、

(2) 無機充填材を含む硬化性樹脂層の表面凹凸ピッチが100μm以下である(1)の複合シート、

である。